

平成28年11月24日

平成29年3月期 第2四半期（中間期）決算の概況について

明治安田損害保険株式会社（取締役社長 遠藤 宏歳）では掲題について別添資料によりお知らせいたします。

《添付資料》

○平成29年3月期 第2四半期（中間期）決算の概況



平成29年3月期 第2四半期（中間期）決算の概況

平成28年11月24日

会社名 明治安田損害保険株式会社 URL <http://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>
 本店所在地 東京都千代田区神田司町2丁目11番地1
 代表者 役職名 取締役社長
 氏名 遠藤 宏歳
 問合せ先責任者 役職名 収益管理部長
 氏名 浜田 淳一 TEL 03-3257-3471
 連結決算の有無 無
 親会社名 明治安田生命保険相互会社 親会社における当社の株式保有比率 100%

1. 経営成績（平成28年4月1日～平成28年9月30日）

	正味収入保険料	経常利益	中間純利益
	百万円	百万円	百万円
平成29年3月期中間期	7,659	1,273	840
平成28年3月期中間期	7,599	898	566

	1株当たり中間純利益	正味損害率	正味事業費率
	円 銭	%	%
平成29年3月期中間期	2,101.85	40.4	45.8
平成28年3月期中間期	1,417.35	40.1	46.2

(注) 金額は記載単位未満を切り捨てており、諸比率は四捨五入により表示しております。また、マイナスの場合は△表示しております。以下の諸表も同様であります。

$$\text{○正味損害率} \dots \frac{\text{正味支払保険金} + \text{損害調査費}}{\text{正味収入保険料}} \times 100$$

$$\text{○正味事業費率} \dots \frac{\text{諸手数料及び集金費} + \text{営業費及び一般管理費}}{\text{正味収入保険料}} \times 100$$

なお、営業費及び一般管理費は保険引受に係るものに限ります。

2. 財政状態（平成28年9月30日現在）

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
平成29年3月期中間期	81,440	58,751	72.1
平成28年3月期	82,238	58,882	71.6

(参考) 自己資本 平成29年3月期中間期 58,751百万円 平成28年3月期 58,882百万円

3. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
平成28年3月期	—	—	—	1,969.28	1,969.28
平成29年3月期	—	—			

※ 注記事項

(1) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 有
- ② ①以外の会計方針の変更 : 無
- ③ 会計上の見積りの変更 : 無
- ④ 修正再表示 : 無

(注) 詳細は、添付資料 P.5 「2. 会計方針の変更等に関する事項」をご覧ください。

(2) 発行済株式数 (普通株式)

- ① 期末発行済株式数
(自己株式を含む)
- ② 期末自己株式数

平成 29 年 3 月期中間期	400,000 株	平成 28 年 3 月期	400,000 株
平成 29 年 3 月期中間期	— 株	平成 28 年 3 月期	— 株

○添付資料の目次

1. 当中間期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する定性的情報	2
(2) 財政状態に関する定性的情報	2
2. 中間財務諸表	3
(1) 中間貸借対照表	3
(2) 中間損益計算書	8
(3) 中間株主資本等変動計算書	10
(4) 継続企業の前提に関する注記	11
3. 補足情報	12
(1) 当中間期の損益状況	12
(2) 種目別保険料・保険金	13
(3) 有価証券	14
(4) 単体ソルベンシー・マージン比率	15

1. 当中間期決算に関する定性的情報

(1) 経営成績に関する定性的情報

- ・保険引受収益が80億3百万円、資産運用収益が2億86百万円となり、経常収益は82億92百万円となりました。一方、保険引受費用が49億99百万円、営業費及び一般管理費が20億18百万円となり、経常費用は70億18百万円となりました。
- ・この結果、経常利益は12億73百万円となりました。経常利益に特別損失、法人税及び住民税、ならびに法人税等調整額を加減した中間純利益は8億40百万円となりました。

(2) 財政状態に関する定性的情報

- ・当中間会計期間の総資産は、前事業年度に比べて7億97百万円減少し、814億40百万円となりました。純資産については、前事業年度に比べて1億30百万円減少し、587億51百万円となりました。

2. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円、%)

科 目	前事業年度 (平成28年3月31日現在)		当中間会計期間 (平成28年9月30日現在)	
	金 額	構成比	金 額	構成比
(資 産 の 部)				
現金及び預貯金	3,236	3.93	2,873	3.53
有価証券	71,473	86.91	71,785	88.14
貸付金	0	0.00	0	0.00
有形固定資産	3,578	4.35	3,550	4.36
無形固定資産	1,486	1.81	1,550	1.90
その他の資産	2,197	2.67	1,398	1.72
その他の資産	2,197		1,398	
繰延税金資産	266	0.32	282	0.35
貸倒引当金	△0	△0.00	△0	△0.00
資産の部合計	82,238	100.00	81,440	100.00
(負 債 の 部)				
保険契約準備金	20,722	25.20	20,776	25.51
支払準備金	5,514		5,188	
責任準備金	15,208		15,588	
その他の負債	2,389	2.91	1,662	2.04
未払法人税等	431		399	
その他の負債	1,958		1,262	
賞与引当金	129	0.16	127	0.16
特別法上の準備金	113	0.14	121	0.15
価格変動準備金	113		121	
負債の部合計	23,355	28.40	22,689	27.86
(純 資 産 の 部)				
資本金	52,000	63.23	52,000	63.85
資本剰余金	1,455	1.77	1,455	1.79
資本準備金	1,455		1,455	
利益剰余金	4,468	5.43	4,521	5.55
利益準備金	2,523		2,680	
その他利益剰余金	1,945		1,841	
繰越利益剰余金	1,945		1,841	
株主資本合計	57,923	70.43	57,976	71.19
その他有価証券評価差額金	958	1.17	774	0.95
評価・換算差額等合計	958	1.17	774	0.95
純資産の部合計	58,882	71.60	58,751	72.14
負債及び純資産の部合計	82,238	100.00	81,440	100.00

(貸借対照表の注記)

1. 会計方針に関する事項は以下のとおりであります。

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
 - ① 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法により行っております。
 - ② その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、中間会計期間の末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
 - ③ その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。
- (2) 有形固定資産の減価償却は定率法により行っております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備については、定額法により行っております。
- (3) 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却は、利用可能期間に基づく定額法によるおります。
- (4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。
- (5) 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。

また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、勘定科目主管部が資産査定を実施し、当該部から独立した業務監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

- (6) 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、中間会計期間末の支給見込額を基準に計上しております。
- (7) 価格変動準備金は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に準じて計上しております。
- (8) 消費税等の会計処理は税抜方式によるおります。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によるおります。

なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

2. 会計方針の変更等に関する事項

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当中間会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物付属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

当該変更に伴う、当中間会計期間の経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。

3. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
① 現金及び預貯金	2,873	2,873	—
② 有価証券			
満期保有目的の債券	18,962	21,062	2,099
その他有価証券	52,820	52,820	—
③ 代理店貸	961	961	—
資産計	75,617	77,717	2,099

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資産

① 現金及び預貯金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 有価証券

これらの時価について、債券は中間会計期間の末日の市場価格によっております。投資信託については、取引金融機関から提示された基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

- (i) 満期保有目的の債券において、種類ごとの中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当中間会計期間中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位：百万円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表 計上額を超えるもの	公社債	18,962	21,062	2,099
時価が中間貸借対照表 計上額を超えないもの	公社債	—	—	—
合計		18,962	21,062	2,099

- (ii) その他有価証券において、種類ごとの中間貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当中間会計期間中に売却したその他有価証券はありません。

(単位：百万円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	43,458	42,044	1,414
	株式	—	—	—
	その他	4,013	4,000	13
	小計	47,471	46,044	1,427
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	—	—	—
	株式	—	—	—
	その他	5,348	5,700	△351
	小計	5,348	5,700	△351
合計		52,820	51,744	1,075

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含めておりません。

- (iii) 上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当中間会計期間において、減損処理を行った有価証券はありません。

- (iv) 当中間会計期間中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

③ 代理店貸

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、「資産 ② 有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

非上場株式(中間貸借対照表計上額2百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから時価開示の対象とはしておりません。

- (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の中間決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預貯金				
預貯金	2,870	—	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	—	933	8,877	9,151
地方債	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債	9,421	21,927	12,109	—
地方債	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
代理店貸	961	—	—	—
合計	13,254	22,860	20,986	9,151

4. 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産の中間貸借対照表計上額及び中間決算日における時価は、前事業年度の末日と比して著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

5. (1) 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金（出再支払備金控除前、（ロ）に掲げる保険を除く）	5,724百万円
同上にかかる出再支払備金	896百万円
<hr/>	
差引（イ）	4,828百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金（ロ）	359百万円
<hr/>	
計（イ＋ロ）	5,188百万円

(2) 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	6,290百万円
同上にかかる出再責任準備金	807百万円
<hr/>	
差引（イ）	5,482百万円
その他の責任準備金（ロ）	10,105百万円
<hr/>	
計（イ＋ロ）	15,588百万円

6. 中間会計期間の末日後に、当中間会計期間が属する事業年度(当中間会計期間を除く)以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象は生じておりません。

7. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	前中間会計期間 〔平成27年4月1日から 平成27年9月30日まで〕	当中間会計期間 〔平成28年4月1日から 平成28年9月30日まで〕
	金 額	金 額
経 常 収 益	7,962	8,292
保 険 引 受 収 益	7,668	8,003
(うち正味収入保険料)	(7,599)	(7,659)
(うち収入積立保険料)	(0)	(0)
(うち積立保険料等運用益)	(16)	(18)
(うち支払備金戻入額)	(50)	(325)
資 産 運 用 収 益	291	286
(うち利息及び配当金収入)	(307)	(304)
(うち積立保険料等運用益振替)	(△ 16)	(△ 18)
そ の 他 経 常 収 益	3	2
経 常 費 用	7,063	7,018
保 険 引 受 費 用	5,013	4,999
(うち正味支払保険金)	(2,645)	(2,684)
(うち損害調査費)	(400)	(407)
(うち諸手数料及び集金費)	(1,508)	(1,528)
(うち責任準備金繰入額)	(459)	(379)
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	2,049	2,018
そ の 他 経 常 費 用	0	0
経 常 利 益	898	1,273
特 別 損 失	6	8
税 引 前 中 間 純 利 益	892	1,265
法 人 税 及 び 住 民 税	403	369
法 人 税 等 調 整 額	△78	55
法 人 税 等 合 計	325	424
中 間 純 利 益	566	840

(損益計算書の注記)

1. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	8,318百万円
支払再保険料	659百万円
差引	7,659百万円

- (2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	2,798百万円
回収再保険金	114百万円
差引	2,684百万円

- (3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	1,677百万円
出再保険手数料	149百万円
差引	1,528百万円

- (4) 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	△635百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	△336百万円
差引(イ)	△299百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額(ロ)	△25百万円
計(イ+ロ)	△325百万円

- (5) 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	39百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	△158百万円
差引(イ)	198百万円
その他の責任準備金繰入額(ロ)	181百万円
計(イ+ロ)	379百万円

- (6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	0百万円
有価証券利息・配当金	260百万円
貸付金利息	0百万円
不動産賃貸料	43百万円
その他利息・配当金	0百万円
計	304百万円

2. 1株当たりの中間純利益金額は2,101円85銭であります。

算定上の基礎である中間純利益金額及び普通株式に係る中間純利益金額は840百万円、普通株式の期中平均株式数は400千株であります。

潜在株式調整後1株当たりの中間純利益金額につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 中間株主資本等変動計算書

前中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算差額 等合計		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金					利益 剰余金 合計
当期首残高	52,000	1,455	1,455	2,339	2,100	4,440	57,895	786	786	58,681
当中間期変動額										
剰余金の配当	—	—	—	—	△916	△916	△916	—	—	△916
中間純利益	—	—	—	—	566	566	566	—	—	566
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	—	—	—	183	△183	—	—	△113	△113	△113
当中間期変動額合計	—	—	—	183	△532	△349	△349	△113	△113	△463
当中間期末残高	52,000	1,455	1,455	2,523	1,567	4,090	57,545	672	672	58,218

(株主資本等変動計算書の注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項は以下のとおりであります。

(単位：株)

	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式	400,000	—	—	400,000
普通株式	400,000	—	—	400,000
合計	400,000	—	—	400,000

2. 配当に関する事項は以下のとおりであります。

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	916百万円	2,291円47銭	平成27年3月31日	平成27年6月29日

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

当中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		評価・換算差額等 合計				
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金			利益 剰余金 合計		
当期末首残高	52,000	1,455	1,455	2,523	1,945	4,468	57,923	958	958	58,882
当中間期変動額										
剰余金の配当	—	—	—	—	△787	△787	△787	—	—	△787
中間純利益	—	—	—	—	840	840	840	—	—	840
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	—	—	—	157	△157	—	—	△183	△183	△183
当中間期変動額合計	—	—	—	157	△104	53	53	△183	△183	△130
当中間期末残高	52,000	1,455	1,455	2,680	1,841	4,521	57,976	774	774	58,751

（株主資本等変動計算書の注記）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項は以下のとおりであります。

（単位：株）

	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式	400,000	—	—	400,000
普通株式	400,000	—	—	400,000
合計	400,000	—	—	400,000

2. 配当に関する事項は以下のとおりであります。

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月27日 定時株主総会	普通株式	787百万円	1,969円28銭	平成28年3月31日	平成28年6月29日

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

（4）継続企業の前提に関する注記

該当ありません。

3. 補足情報

(1) 当中間期の損益状況

(単位：百万円、%)

科 目	前中間会計期間	当中間会計期間	比較増減	増減率
	(平成27年4月1日から 平成27年9月30日まで)	(平成28年4月1日から 平成28年9月30日まで)		
元受正味保険料(含む収入積立保険料) (元受正味保険料)	7,755 (7,754)	7,818 (7,817)	63 (63)	0.8 (0.8)
保 險 引 受 収 益 (うち正味収入保険料) (うち収入積立保険料)	7,668 (7,599) (0)	8,003 (7,659) (0)	335 (59) (-)	4.4 (0.8) (-)
保 險 引 受 費 用 (うち正味支払保険金) (うち損害調査費) (うち諸手数料及び集金費)	5,013 (2,645) (400) (1,508)	4,999 (2,684) (407) (1,528)	△13 (38) (6) (19)	△0.3 (1.5) (1.6) (1.3)
資 産 運 用 収 益 (うち利息及び配当金収入)	291 (307)	286 (304)	△4 (△3)	△1.6 (△1.1)
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費 (保険引受に係る営業費及び一般管理費)	2,049 (2,005)	2,018 (1,976)	△31 (△29)	△1.5 (△1.5)
そ の 他 経 常 損 益	2	2	△0	△3.8
経 常 利 益	898	1,273	375	41.8
特 別 損 益	△6	△8	△2	-
税 引 前 中 間 純 利 益	892	1,265	373	41.8
法 人 税 及 び 住 民 税	403	369	△34	△8.5
法 人 税 等 調 整 額	△78	55	133	-
法 人 税 等 合 計	325	424	99	30.6
中 間 純 利 益	566	840	273	48.3
諸比率				
正味損害率	40.1%	40.4%		
正味事業費率	46.2	45.8		

(注) 保険引受利益=保険引受収益-(保険引受費用+保険引受に係る営業費及び一般管理費)±その他収支

なお、その他収支は自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などがあります。

(2) 種目別保険料・保険金

元受正味保険料（除く収入積立保険料）

(単位：百万円、%)

種 目	前中間会計期間 〔平成27年4月1日から 平成27年9月30日まで〕		当中間会計期間 〔平成28年4月1日から 平成28年9月30日まで〕		
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	対前年増減 (△) 率
火 災	207	2.7	235	3.0	13.5
傷 害	6,200	80.0	6,193	79.2	△0.1
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—
賠償責任	551	7.1	560	7.2	1.6
信用	483	6.2	513	6.6	6.1
労働者災害補償責任	259	3.3	260	3.3	0.2
その他の	51	0.7	54	0.7	5.3
合 計	7,754	100.0	7,817	100.0	0.8

正味収入保険料

(単位：百万円、%)

種 目	前中間会計期間 〔平成27年4月1日から 平成27年9月30日まで〕		当中間会計期間 〔平成28年4月1日から 平成28年9月30日まで〕		
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	対前年増減 (△) 率
火 災	107	1.4	152	2.0	41.7
傷 害	5,984	78.7	5,973	78.0	△0.2
自動車損害賠償責任	474	6.2	425	5.6	△10.4
賠償責任	435	5.7	475	6.2	9.1
信用	281	3.7	305	4.0	8.7
労働者災害補償責任	241	3.2	246	3.2	1.7
その他の	74	1.0	80	1.1	7.7
合 計	7,599	100.0	7,659	100.0	0.8

正味支払保険金

(単位：百万円、%)

種 目	前中間会計期間 〔平成27年4月1日から 平成27年9月30日まで〕		当中間会計期間 〔平成28年4月1日から 平成28年9月30日まで〕		
	金 額	正 味 損 害 率	金 額	対前年増減 (△) 率	正 味 損 害 率 (比較増減(△))
火 災	94	93.9	134	43.2	95.3 (1.4)
傷 害	1,884	37.7	1,893	0.5	38.1 (0.3)
自動車損害賠償責任	510	107.5	484	△5.1	113.9 (6.3)
賠償責任	55	14.6	19	△65.0	5.3 (△9.3)
信用	27	12.6	54	96.6	19.9 (7.3)
労働者災害補償責任	50	22.4	69	36.2	29.9 (7.5)
その他の	23	33.4	28	24.2	36.6 (3.3)
合 計	2,645	40.1	2,684	1.5	40.4 (0.3)

(注) 正味損害率は正味支払保険金に損害調査費を加えて算出しております。

(3) 有価証券

1. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

種 類	前事業年度 (平成28年3月31日現在)			当中間会計期間 (平成28年9月30日現在)		
	貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
公 社 債	18,702	20,791	2,089	18,962	21,062	2,099
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—
合 計	18,702	20,791	2,089	18,962	21,062	2,099

2. その他有価証券

(単位：百万円)

種 類	前事業年度 (平成28年3月31日現在)			当中間会計期間 (平成28年9月30日現在)		
	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
公 社 債	48,929	47,436	1,492	43,458	42,044	1,414
株 式	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他	3,839	4,000	△160	9,361	9,700	△338
合 計	52,768	51,436	1,331	52,820	51,744	1,075

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含まれていません。

(4) 単体ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円、%)

区分	前事業年度 (平成28年3月31日現在)	当中間会計期間 (平成28年9月30日現在)
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	68,902	70,049
資本金又は基金等	57,136	57,976
価格変動準備金	113	121
危険準備金	34	31
異常危険準備金	9,116	9,319
一般貸倒引当金	—	—
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)	1,198	968
土地の含み損益	915	915
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、 マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	389	716
(B) 単体リスクの合計額	2,735	2,728
$\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2+R_5+R_6}$		
一般保険リスク (R ₁)	1,782	1,780
第三分野保険の保険リスク (R ₂)	—	—
予定利率リスク (R ₃)	8	7
資産運用リスク (R ₄)	1,221	1,295
経営管理リスク (R ₅)	70	70
巨大災害リスク (R ₆)	500	451
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率	5,036.7	5,134.5
$[(A) / \{(B) \times 1/2\}] \times 100$		

(注) 「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)および第87条(単体リスク)ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

<単体ソルベンシー・マージン比率>

- ・ 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・ こうした「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわち単体ソルベンシー・マージン総額：上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))であります。
- ・ 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額であります。
 - ① 保険引受上の危険 : 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を(一般保険リスク) 除く)
(第三分野保険の保険リスク)
 - ② 予定利率上の危険 : 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
(予定利率リスク)
 - ③ 資産運用上の危険 : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
(資産運用リスク)
 - ④ 経営管理上の危険 : 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のもの
(経営管理リスク)
 - ⑤ 巨大災害に係る危険 : 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
(巨大災害リスク)
- ・ 「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(単体ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額であります。
- ・ 単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。